

ワクチン・検査パッケージの導入について

□「きょうと魅力再発見旅プロジェクト」の利用には、**旅行者全員が、ワクチンの3回接種歴または検査結果の陰性であることを提示・確認することが条件となります。**

■対象

旅行者全員

- ※未就学児及び小学生（概ね12歳未満）は同居する親等の監護者が同伴する場合は不要
- ※学校等の活動に係る宿泊や旅行（修学旅行等）は不要

■確認時期

- ・宿泊商品：宿泊施設へのチェックイン時（OTA予約の場合も同様）
- ・旅行商品：旅行予約時or旅行開始時

■確認書類

・以下のいずれかを提示しなければならない

①ワクチンの3回目接種日（予防接種済証等）

②宿泊時または旅行開始時の3日前以降にPCR検査等を、または前日又は当日に抗原定性検査を受け、検査結果が陰性であること（検査結果通知書等）

※検査結果通知書は旅行（宿泊）開始日において有効期限を過ぎていなければ、旅行期間中は有効な検査結果として取扱うことが可能です。
旅行開始2日目以降に検査結果通知書の確認が必要な場合（旅行開始日の翌日以降に旅行開始日に利用した宿泊施設と異なる宿泊施設にチェックインする場合などにおいて、旅行開始日において有効期限が過ぎていないか不明な場合など）は、旅行開始日を確認できるよう、検査結果通知書に加えて旅行開始日が確認できる書類をご確認ください。

※予防接種済証はコピーや画像、検査結果通知書等はメール結果通知の提示可。

予防接種済証等を宿泊施設チェックイン時または旅行開始時に提示・確認できない場合、割引等が受けられません。

※検査費用は、利用者負担

京都府において、発熱等の症状がない方で感染リスクが高い環境にある等のため感染の不安を感じる京都府民の方を対象に必要な検査を無料で実施しております。

詳しくは京都府ホームページの「無症状者に係る無料検査について

(http://www.pref.kyoto.jp/kikikanri/news/corona_muryokensa.html)をご確認ください。

□その他

観光庁がワクチン・検査パッケージを活用した施策を実施する場合において、旅行業者及び宿泊事業者は、観光庁または観光庁が指定する者への登録が必要ですが、「きょうと魅力再発見旅プロジェクト」においては、プロジェクトの実施に係る登録により上記登録とみなされるため、特に手続きは不要です。

□ 接種済証や検査結果通知書等の書式や必要項目等は次のとおりです。

〈予防接種済証の場合〉

新型コロナウイルスワクチン接種済証 (臨時接種)
Certificate of Vaccination for COVID-19

あなたの接種番号: 00000000000000000000

3回目
接種年月日: 2022年 00月 00日

3回目の予防接種済証

接種を受けたワクチン: mRNAワクチン

接種記録表

	1回目	2回目
接種日	2022年 00月 00日	2022年 00月 00日
接種を受けたワクチン	MRNAワクチン	MRNAワクチン

3回目シールが貼られているか確認。

〈接種証明書の場合〉

新型コロナウイルス感染症 予防接種証明書
Vaccination Certificate of COVID-19

姓(旧姓)・(別姓) 名(別名)
[Surname(Former surname)(Alternative surname) Given name(Alternative given name)]

生年月日 [Date of Birth] (YYYY-MM-DD)

国籍・地域 [Nationality/Region]

接種番号 [Passport Number]

1回目接種 [First Dose] 2回目接種 [Second Dose]

ワクチンの種類 [Vaccine Type] ワクチンの種類 [Vaccine Type]

メーカー [Manufacturer] メーカー [Manufacturer]

製品名 [Product Name] 製品名 [Product Name]

製造番号 [Lot Number] 製造番号 [Lot Number]

接種年月日 [Vaccination Date] (YYYY-MM-DD) 接種年月日 [Vaccination Date] (YYYY-MM-DD)

接種国 [Country of Vaccination] 接種国 [Country of Vaccination]

証明書発行者 [Certificate Issuance Authority]

日本国厚生労働大臣
[Minister of Health, Labour and Welfare, Government of Japan]

証明書ID [Certificate Identifier] 証明書発行年月日 [Issue Date] (YYYY-MM-DD)

3回目シールが貼られているか確認。

運転免許証等により、本人のものか確認

〈検査結果通知書の様式例〉

検査結果通知書

この検査結果は、「ワクチン接種センター」等においてのみ有効です。
有効期限内、身分証明書とともにご提出ください。
新型コロナウイルス感染者であるかどうかの診断には用いることができません。
陽性の方は、速やかに医療機関を受診してください。

受検者氏名: 〇〇 〇〇 (フリガナ: 〇〇 〇〇)

検体採取日: 2022年 00月 00日

検査結果: 陽性 / 陰性 / 判定不能

有効期限: 2022年 00月 00日

検査方法: PCR検査等 / 抗原定性検査 / 抗原定性検査

検体: 唾液 / 鼻ぬぐい液 / 鼻咽喉ぬぐい液

使用した検査試薬又は検査キット名: 〇〇 〇〇

※1 検査日のみがわかる場合は検査日を記入。抗原定性検査の場合は検査日。
※2 有効期限: PCR検査等は採取日+3日。抗原定性検査は検査日+1日

検査所名 (又は検査所名): 〇〇 〇〇

検査管理者氏名: 〇〇 〇〇

【陽性の場合】
医療機関を受診してください。
受診・相談センターに電話し受診先について相談してください。
電話番号: 〇〇-〇〇-〇〇〇〇

運転免許証等により、本人のものか確認。

陰性であることを確認。

有効期限内であることを確認。

いずれかの検査であることを確認。

- 【検査結果通知書】
次の項目が記載された検査結果通知書の提示・確認が必要
- ①受検者氏名
 - ②検査結果
 - ③検査方法
 - ④検査所名
 - ⑤検体採取日
 - ⑥検査管理者氏名
 - ⑦有効期限

1. 事業概要

1-6. ワクチン・検査パッケージについて（以下の条件を満たしていることが対象となります）

事業者で商品造成時の運用方法

■ 商品を造成する際に明記してください。

✓ 以下のいずれかの提示の同意を得る。

- ① ワクチン3回接種歴
- ② PCR検査等の場合は確認日の3日前以降の検体採取による検査結果が陰性であること（抗原定性検査の場合は前日又は当日）
※接種日または検体採取日の翌日を1日目とする

✓ 予防接種済証等または検査結果通知書の提示方法

予防接種済証等は、原本のほかに撮影した画像や写し等の提示も可能
検査結果通知書は、原本のほかにメール結果通知の提示も可能

✓ 予防接種済証等または検査結果通知書の確認方法

右記をご確認ください。

✓ 条件を満たさない場合、対象外になる旨と対応の内容を明記

条件を満たさない方は割引及びクーポン配布の対象外となることを明記ください。

①検査結果が陽性の場合、検査結果が「判定不能」であった場合、確認書類を持参しなかった場合、検査結果が間に合わなかった場合等。

【対応】取消料の扱い、代金変更が発注する場合はその内容、前日・当日の連絡先、参加可否等の内容を明記してください。

※確認書類の持参忘れにより当日までに予防接種済証等又は検査結果通知書を確認できない場合でも、後日の提出は認められません。

②複数人の参加者のグループの一部の方が条件を満たさない場合
「条件を満たさない方」がツアーに参加する場合は、同行者がいるグループの全員が割引及びクーポン配布の対象外となります。

【対応】取消料の扱い、代金変更が発生する場合はその内容等を明記してください。

✓ 検査費用が代金に含まれる場合の明記

検査費用が代金に含まれること、検査方法（PCR検査等（抗原定量検査等を含む）、抗原定性検査）、検体採取の方法（郵送検査、来店検査）を明記

✓ 検査結果を活用する場合の明記

移動前にPCR検査等を受けることを推奨することを明記

■ 予防接種済証等の確認

- ・接種証明書、接種記録書等で確認
- ・本人であること(身分証明書等により確認)
- ・3回目の接種年月日
- ・予防接種済証の場合、ワクチン3回目のシールが貼られていることを確認

■ 検査結果通知書の確認

- ・PCR検査等(LAMP法等の核酸増幅法、抗原定量検査を含む。以下同じ。)及び抗原定性検査の検査結果通知書で確認
 - ・本人であること(身分証明書等により確認)
 - ・検査結果(陰性であること)
 - ・検査方法(PCR検査等、抗原定性検査のいずれかであること)
 - ・有効期限(旅行開始日において有効期限を過ぎていないこと)
- ※有効期限はPCR検査等は検体採取日より3日以内、抗原定性検査は検査日より1日以内

※検査結果通知書は、①受検者氏名、②検査結果、③検査方法、④検査所名、⑤検体採取日、⑥検査管理者氏名、⑦有効期限が明記されているものを利用すること。1つでもかけていると対象になりません。

※抗原定性検査を事業者の管理下において「ワクチン・検査パッケージ制度における抗原定性検査の実施要綱」に従って行い、検査結果通知書を発行する場合は、③検査方法の代わりに使用したキット名を、④検査所名の代わりに事業所名を記載。

1. 事業概要

1-6. ワクチン・検査パッケージについて（以下の条件を満たしていることが対象となります）

販売時の同意事項

■ 旅行者の同意事項

✓ ワクチンの3回接種歴またはPCR検査等の結果が陰性であること

旅行者全員の確認が必要です。

未就学児及び小学生（概ね12歳未満）は同居する親等の監護者が同伴する場合には、検査を不要とします。ただし、自粛要請の対象となる場合（まん延防止等重点措置等に係る県またぎ移動が該当）にあたっては、6歳以上12歳未満は検査が必要になります。

※修学旅行等学校等の活動については適用しません（ただし、教員等の引率者に係るものを除く）。

✓ 利用者に以下の内容に同意を得る

- ・造成商品に記載のある同意事項に同意すること。（購入条件）
- ・ワクチン3回接種歴又は検査結果の陰性が利用条件であること。
- ・予防接種済証等又は検査結果通知書を事前確認又は当日確認の際に確認を行う者に提示すること。
- ・ワクチンの効果は完全ではなく、接種しても感染し、他の人に感染させる可能性があるため、ワクチンを接種していたとしても基本的な感染対策を怠らないこと。
- ・検査結果が陰性であったとしても、検査後に感染する可能性があり、また、偽陰性である可能性もあるため、基本的な感染対策を怠らないこと。
- ・旅行開始日の2週間前から感染リスクを避けて生活すること。

✓ 予防接種済証等または検査結果通知書を確認すること

旅行開始前までに陰性であることを確認してください。検査費用は利用者負担になります（検査費用が商品に含まれない場合）。

予防接種済証等または検査結果通知書の確認方法に基づき、原本（予防接種済証等はコピー・画像、検査結果通知書はメール確認も可）にてご確認ください。

※予防接種済証等の確認は、出来る限り事前（販売時等）に行ってください。また、確認の重複や確認漏れを防ぐため、事前確認を行わなかった場合は、事前確認の状況について、当日確認を行うものに伝達してください。

※予防接種済証等又は検査結果通知書の確認において写しをとることや事務局への提出は不要です。

販売後～旅行開始日

■ 予防接種済証等または検査結果通知書の確認

下記のいずれかを確認ください。

① 予防接種済証等の確認

- ・本人であること（身分証明書等により確認）
- ・3回目の接種年月日
- ・ワクチンの3回目のシールが貼られていることを確認※予防接種済証の場合のみ

② 検査結果の確認（検査結果通知書にて確認）

- ・本人であること（身分証明書等により確認）
- ・検査結果（陰性であることを確認）
- ・有効期限（旅行開始日において有効期限を過ぎていないことを確認）
- ・検査方法（PCR検査等、抗原定性検査のいずれかであることを確認）

■ 条件を満たさない場合の運用

① 検査結果が陽性の場合

- ・医療機関又は受診・相談センターを紹介するなどして、受診につながるよう必ず促す。
- ・同行者が陽性であり、本人がその同居人である等、濃厚接触者と考えられる旅行者については、保健所に相談する等の対応を促す。

② ①以外で条件を満たさない場合は割引対象外

（検査結果が「判定不能」であった場合、確認書類を持参しなかった場合、検査結果が間に合わなかった場合等）

- ・旅行業者が抗原定性検査を実施している場合又は抗原定性検査を提供する場所が近隣に存在する場合は案内を行う（検査キットは、薬事承認されたものを使用すること）

※上記の抗原定性検査の実施が難しい場合

- ➡ ツアーについては、ツアー販売時に示している対応方法（取消等）を案内する。

1. 事業概要

1-6. ワクチン・検査パッケージについて（以下の条件を満たしていることが対象となります）

以下のワクチン・検査パッケージの条件を満たしていることが対象条件となります

■ オンライン予約サイト経由の予約の場合

予防接種済証等または検査結果通知書の確認については、チェックイン時に宿泊施設にて実施になります。

予約時に利用者はワクチン・検査パッケージ適用になる旨を同意することになるため、宿泊施設等での予防接種済証等または検査結果通知書の確認が出来ない場合は、割引適用外になります。

参考：適用可能日一覧

■ ワクチンの3回接種歴

⇒ 予防接種済証・接種記録書・接種証明書のいずれかで確認。

【例】1/24にワクチン3回目接種 ➡ 1/24から宿泊可能です。

■ PCR検査等(LAMP法等の核酸増幅法、抗原定量検査を含む)

⇒ 宿泊当日の3日前以降に検体採取を行った場合で、検査結果通知書により陰性であることが証明

■ 抗原定性検査

⇒ 宿泊日の前日または宿泊当日に検体採取を行った場合で、検査結果通知書により陰性であることが証明

【例】1/24に宿泊する場合

	経過日			3	2	1	宿泊日
検体採取日	1/18	1/19	1/20	1/21	1/22	1/23	1/24
PCR検査等	← 検査結果陰性【対象外】 →			← 検査結果陰性【対象】 →			
抗原定性検査	← 検査結果陰性【対象外】 →					← 検査結果陰性【対象】 →	

2-3. 商品への適用方法と事務局への書類提出

2-3-2. 旅行業者における宿泊旅行への適用方法

① 新しく商品を作成する場合

■ 旅行広告・取引条件説明書面の旅行代金の表示及び注意事項の表示

きょうと魅力再発見旅プロジェクト 京都府民または隣接等県限定 厳選日帰り旅行

① この旅行は「きょうと魅力再発見旅プロジェクト」の支援対象です。

② 旅行代金8,000円または10,000円から「きょうと魅力再発見旅プロジェクト」による日帰り旅行割引を引いた金額が、お客様のお支払い実額となります。

③ 「京都応援クーポン券」がお一人様あたり2,000円分付与されます。

④ 旅行代金の総額を基準として、日数及び参加人数で除することにより1人1泊あたり旅行代金を算出し、補助金額を判定します。

⑤ この旅行は「ワクチン・検査パッケージ」の適用が条件になります。

⑥ 詳しくは、ワクチン・検査パッケージ詳細資料をご覧ください。

旅行期間	①夕日ヶ浦コース 3月26日(土) 4,000円 お支払い実額(おひとり様) ②伊保コース 3月27日(日) 5,000円 お支払い実額(おひとり様)
乗車人数	各コース20名様(最少乗客人数15名) ※定員になり次第締め切りとさせていただきます
申込締切	2022年3月24日(木) ※満員 同行いたしません。
お支払い実額 (おひとり様の場合)	①夕日ヶ浦コース：旅行代金 8,000円(A) 一旅行代金への割引額4,000円(B) お支払い実額4,000円(A-B) ②伊保コース：旅行代金 10,000円(A) 一旅行代金への割引額5,000円(B) お支払い実額5,000円(A-B)
申込方法	①旅行代金に、お支払い実額と差額を予め乗せ、お申し込みは旅行代金にしてください。 (※お申し込み後、お支払い実額から、FAXにてお申し込みの旨をお知らせください。お申し込み後、お支払い実額に差額を乗せ、お支払いください。)
食事条件	朝食(1回) 夕食(1回) 飲み物(1回)
ご旅行代金に含まれるもの	全行程貸切バス車庫代、昼食代、行程表記載の入場・拝観料、他諸税
その他注意事項	京都駅までの交通費はご旅行代金に含まれません。
運行バス会社	〇〇バス、△△バス、□□バスのいずれか

月日(曜日)	行程	乗車
①夕日ヶ浦コース 3月26日(土)	京都駅-----大橋立(観光)-----夕日ヶ浦(昼食)-----土庫野原----- 8:00 10:00 11:00 12:00 13:00 13:30 14:00 -----京都駅 16:00	新：－ 原：○ 夕：－
②伊保コース 3月27日(日)	京都駅-----大橋立(観光)-----伊保(昼食)-----土庫野原----- 8:00 10:00 11:00 12:00 13:00 13:30 14:00 -----京都駅 16:00	新：－ 原：○ 夕：－

ご注意：出発時間・交通機関は変更になる場合がございます。 駅入例：バス等

新しく商品を作成する場合は以下の内容を明記ください。

- ①「きょうと魅力再発見旅プロジェクト」対象商品である旨
- ②旅行代金の表示と割引額の表示
- ③旅行代金に応じた「京都応援クーポン券」を別途お渡しする旨
- ④支援額を反映させた金額に対しては必ず「お支払い実額」としてください。
※「割引後の旅行代金」、「お客様お支払い代金」、「割引代金」など、旅行代金と誤認するような表示はできません
- ⑤補助金額の算出方法について下記記載ください。
「総額を基準として、日数及び参加人数で除することにより1人1泊あたり旅行代金を算出し、補助金額を判定します。」
- ⑥ワクチン検査パッケージを活用している旨

【記載例文】

1. この旅行は「きょうと魅力再発見旅プロジェクト」の支援対象です。
2. 旅行代金8,000円または10,000円から「きょうと魅力再発見旅プロジェクト」による日帰り旅行割引を引いた金額が、お客様のお支払い実額となります。
別途、「京都応援クーポン券」がお一人様あたり2,000円分付与されます。
※旅行代金の総額を基準として、日数及び参加人数で除することにより1人1泊あたり旅行代金を算出し、補助金額を判定します。
3. この旅行は「ワクチン・検査パッケージ」の適用が条件になります。
詳しくは、ワクチン・検査パッケージ詳細資料（仮称、下記詳細）をご覧ください。

※ ワクチン・検査パッケージ詳細資料について

下記2点をまとめました資料を、利用者へ配布または資料へ誘導するリンク先・画像の掲載等をしてください。

- ①P3及びP4の内容（または事業者が内容に沿って作成）
- ②ただし「✓条件を満たさない場合、対象外になる旨と対応の内容を明記」にある【対応】の内容について、各事業者が内容を検討して記載

対象商品の販売に際し、助成分を予め乗せられ、本来の価格が不当に設定されることにより、需要創出支援の趣旨を逸脱した販売を行わないようお願いします。

割引対象商品が本来の対価以上の価格で販売されていることが確認された場合（他のOTAサイトや旅行会社、直販における価格と著しい乖離が確認できる場合等）には、当該販売に係る割引に対する補助金は実勢価格に応じた額となり、場合によっては然るべき対応（悪質であれば事業への参加資格取消を含めて）を行うことがあります。